

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日: 令和4年10月31日

一般社団法人日本知的障害者水泳連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://jsfpid.com/about/

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|--|------|
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 中期計画として、次世代選手育成およびJ-Star発掘事業等を、JPCと協働しながら行っている。年間事業計画等は理事会・総会にて審議し、決定・実行をしており、HPに掲載をしている。計画策定については、理事のみではなく、構成員等から幅広く意見を募っている。 | |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 中長期計画に基づき、理事会・総会にて審議し、人材の採用と育成を計画し、公表する。 | |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 理事会・総会において、検討・審議し公表する。 | |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 外部理事については2022年度に25%以上を目指していたが、現在21%である。さらなる改善を目指す。女性理事割合は57%であり、目標を達成している。 | |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 一般社団法人であり、一般財団法人等ではないので評議員会は設置していない。 | |
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | 設置している。 選手の障がい特性(知的障がい)を鑑み、保護者を構成員として、意見の吸い上げを図っている。 | |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 連盟重要事項は、すべて理事の承認の元、活動が決定し、総会に諮るような重要事項は理事会で決定し、総会の総意のもと、連盟を運用している。 | |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 2021年度総会にて、「理事の就任時の年齢が70歳超えないものとする」と決定した。 | |
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | 2022年に開催した総会にて役員改選を行い、役員等の新陳代謝を図っている。 | |
| | | | 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|--|--|
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | 選考委員会で役員候補者を選出し、総会にて決定している。 | |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | 連盟及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備している。 | 倫理規程 |
| 12 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 当連盟では基本規程をはじめ、組織運営に必要な規程を整備している。 | 会員規程、社員総会規程、役員規程、理事会規程、顧問及び参与規程、常務理事会運営規則、職務分掌規程、職務権限規程、経理規程 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 整備している。 | 個人情報保護規程、倫理規程 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員員の報酬等に関する規程を整備しているか | 整備している。 | 定款第30条：報酬等、謝金・旅費・所費規定、就業規則、賃金規程 |
| 15 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 整備している。 | 経理規程 |
| 16 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 今後整備していく。 | |
| 17 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 整備している。 | 選手選考委員会規程、国際大会強化指定選手選考規定、育成選手選考規定 |
| 18 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | 現状は当連盟で審判員を有していない。当連盟が主催する全国大会では開催地の健全者の都道府県協会に依頼し、審判員の派遣を受けている。 | |
| 19 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | 顧問弁護士を置き、必要に応じて相談・問い合わせをし問題解決をしている。 | |
| 20 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | 設置している。 | |
| 21 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | 設置している。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|---|--|----------------------------------|
| 22 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 年1回開催している。 | |
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 合宿期間中にコンプライアンスに関する研修を行っている。また、JPC主催のインテグリティ研修への参加を選手や役員に促している。 | |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 現状は当連盟で審判員を有していない。 | |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | 規程に則り、シェアードサービスを利用し実施している。 | 経理規程 |
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 必要な規程を整備し、公益法人の会計基準に基づき、業務を進めている。 | 経理規程 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 各種補助金に対して、担当者を決めて、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守する形で計画、実行、報告、会計処理を行っている。会計処理は、各種手引きにしたがって、処理している。 | |
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 財務情報等について、当連盟HPにより法令に基づく開示を行っている。 | 収支計算書、正味財産増減計算書 |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | 当連盟HPにより開示を行っている。 | 強化指定選手選考規程、特別強化指定選手選考規程、育成選手選考規程 |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | 実施している。 | |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 定款に沿って管理している。 | 定款第31条：取引の制限、倫理規程第8条、 |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 利益相反ポリシーを含んだ内容の規程を制定している。 | 倫理規程 |
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | 現在連盟内に通報システム制度を設けていないが、JPSAの通報制度を利用している。違反があった場合には、規程にしたがって、対応する。暴力団関連の相談は、JSCのライン相談で対応する。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|---|--|--------------|
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | 通報制度の構築を目指す。現在は、(公財)日本バラスポーツ協会の「スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口」およびJSCの「ドーピング通報窓口」をホームページに掲載することで対応している。 | |
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | 関連する諸規定を作成し、当連盟のHPに掲載し周知している。 | 倫理規程、処分規程 |
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 処分審査を行う際には、第三者による調査委員会に委任することができることから、中立性・専門性を有している。 | 倫理規程、処分規程 |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 処分規程には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (JSA) によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 | 処分規程、競技者資格規則 |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | 処分を下す際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを処分対象者に書面で通知することとしている。 | 処分規程 |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 危機管理体制を構築している。 | 危機管理委員会規程 |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 不祥事が生じた場合は、処分規程に基づき対応する。 | 処分規程 |
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会 は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 第三者を委員とする調査委員会を設置することになった場合は、当該委員の選定への配慮し、委員がNFに対して独立性・中立性・専門性を有する者であることの確認を行い、合理的な説明をする責任を果たしていく。 | |
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 現在、当連盟には地方組織はない。 | |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | 証憑書類 |
|--------------|--|---|------------------|------|
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 現在、当連盟には地方組織はない。 | |